

告 示

埼玉県告示第五百二十九号

埼玉県議会令和三年四月臨時会において議決された令和三年度埼玉県一般会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年四月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

令和3年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

令和3年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,553,409千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,177,918,629千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		286,805,838	38,553,409	325,359,247
	2 国庫補助金	166,186,045	38,553,409	204,739,454
歳入	合計	2,139,365,220	38,553,409	2,177,918,629

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		94,535,208	8,360	94,543,568
	8 防災費	2,967,477	8,360	2,975,837
3 民生費		409,705,134	1,560,240	411,265,374
	1 社会福祉費	297,893,481	1,560,240	299,453,721
7 商工費		41,564,616	36,984,809	78,549,425
	1 商工業費	41,256,382	36,984,809	78,241,191
歳出合計		2,139,365,220	38,553,409	2,177,918,629